インターネット上の人権侵害

人権政策課

1

本日の内容

1　はじめに（研修の目的）

2　インターネットの特性

3　インターネット上の人権侵害の状況

4　情報流通プラットフォーム対処法

5　相談機関

6　書き込み削除依頼の手引き

7　被害者からの相談
　～内容別の対応例～

2

1　はじめに（研修の目的）

- インターネットの特性や関係法令を理解し、
  被害者にも加害者にもならないための知識を習得

- 相談窓口や削除方法に関する知識を身につけ、
  被害にあわれた方からの相談に適切に対応

3

2 インターネットの特性（メリット）

1．様々な人とつながる
　①世界中の人と交流できる

2．活躍の場が増える
　①ＳＮＳ等を使って作品や意見を
　　発表できる
　②インターネットを利用した新たな仕事
　　が生まれる

3．多種多様な情報
　①世界中の情報とつながることができる

4．楽しみ方の多様化
　①動画の視聴・投稿ができる
　②ＳＮＳなどで「人とつながれる」

5．情報発信が自由
　①いつでもどこでも情報発信できる
　②誰でも発信者になれる

4

2 インターネットの特性（デメリット）

1．拡散性
①非常に早く広がり、止めるのが難しい

2．匿名性の悪用
①「炎上」することがある
②ＳＮＳ等での嫌がらせやいじめが起こる

3．情報削除が困難
一度投稿したり、公開されたりすると、「デジタルタトゥー」として一生残る

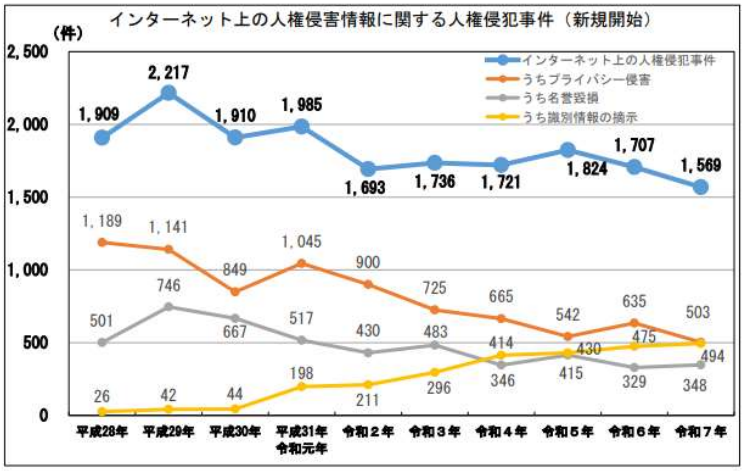
4．依存性
①ネットに夢中になりやめられない
②WHO（世界保健機関）が「ゲーム障害」を国際疾病分類に認定

5．情報過多
①不必要な情報もある
②デマ・フェイクニュース等もあふれている

3 インターネット上の人権侵害の状況

◆全国のインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件（新規）の状況【法務省資料より】

・プライバシーの侵害（R7:503件）・識別情報の摘示（R7:494件）・名誉毀損（R7:348件）



3　インターネット上の人権侵害の状況

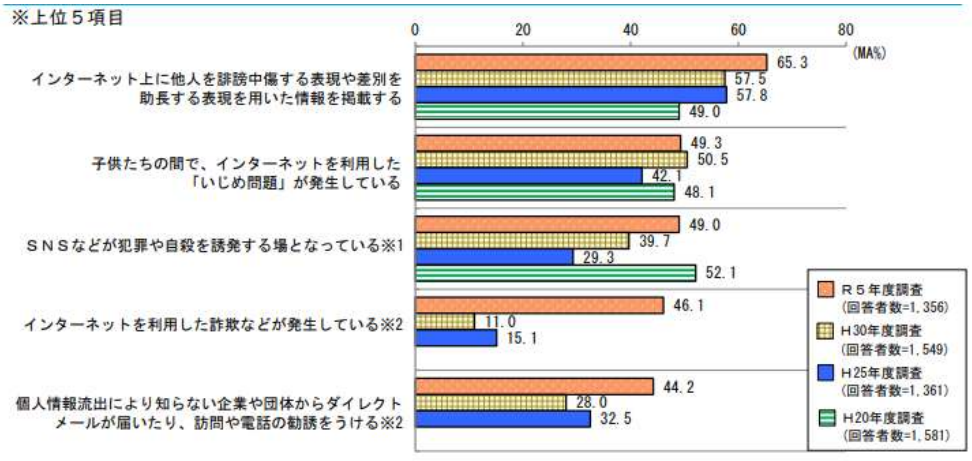
Q　次にあげる人権課題の中で、あなたが関心をもっているものは何ですか（○はいくつでも）
※人権課題の選択肢は22項目

【R5年度調査】
上位5項目
・障害のある人の人権　55.5%
・働く人の人権　46.5%
・**情報化社会における人権侵害　45.6%**
（**インターネット上での人権侵害**・プライバシーに係る人権侵害）
・女性の人権　42.7%
・こどもの人権　37.1%

【H30年度調査】
上位5項目
・障害のある人の人権　42.7%
・働く人の人権　38.2%
・**情報化社会における人権侵害　27.8%**
（**インターネット上での人権侵害**・プライバシーに係る人権侵害）
・こどもの人権　27.3%
・女性の人権　27.5%
・高齢者の人権　21.5%

3　インターネット上の人権侵害の状況

Q　インターネットを利用した人権侵害やプライバシーに係る人権侵害について、特にどのようなことが問題だと思いますか（○はいくつでも）



※1　H30 年度調査までは「出会い系サイトなどが犯罪や自殺を誘発する場となっていること」
※2　H25 年度調査で新たに設けた選択肢

3　インターネット上の人権侵害の状況

インターネット上の誹謗中傷に関する損害賠償事例

- 令和２年５月に恋愛リアリティー番組「テラスハウス」に出演していたプロレスラーの木村花さんが亡くなった後、SNSで中傷する投稿をしたとして、母の響子さんが長野県の男性に対し約294万円の損害賠償を求めた裁判で、東京地裁は男性に約129万円（うち慰謝料50万円）の支払いを命じた。
  【令和3年5月東京地裁判決】

- 神奈川県の東名高速で平成29年に起きた「あおり運転」で一家４人が死傷した事故を巡り、逮捕された男と関係があるとする虚偽の情報をインターネット上で流されたとして、北九州市の会社社長が、男性５人に計550万円の損害賠償を求めた裁判で、福岡地裁は５人に計176万円の賠償を命じた。
  その後、福岡高裁が１審の福岡地裁判決を変更し、賠償額を計231万円に増額した。
  【令和4年10月福岡高裁判決】

※インターネット上の中傷に関する発信者情報の開示や慰謝料請求の訴訟が増える一方、裁判所が認める賠償額が低く実質的な救済につながっていないとの批判

⇒不法行為法制の在り方の検討をテーマに法務省が研究会を実施　〈第１回開催：令和８年９月３０日〉

9

4　情報流通プラットフォーム対処法

誹謗中傷等のインターネットの違法・有害情報への対応

・誹謗中傷等のインターネットの違法・有害情報の流通は、ネット利用が国民生活に浸透する中で社会問題化。これまで、プロバイダ責任制限法（プロバイダ等の免責要件の明確化、発信者情報開示請求を規定）等による対応などを実施。
・しかし、被害者からの要望が多い投稿の削除に関しては、制度化が進んでおらず、課題が多く存在。

⇩

・これらの課題に対応するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、①対応の迅速化、②運用状況の透明化に係る措置を義務づけ。**【情報流通プラットフォーム対処法】**
（法律の題名をプロバイダ責任制限法から改正）

①対応の迅速化（権利侵害情報）
・削除申出窓口・手続の整備・公表
・削除申出への対応体制の整備
（十分な知識経験を有する者の選任等）
・削除申出に対する判断・通知
（原則、７日以内）

②運用状況の透明化
・削除基準の策定・公表
（運用状況の公表を含む）
・削除した場合、発信者への通知
・運用状況の公表

施行日：令和７年４月１日

10

４　情報流通プラットフォーム対処法

- 総務大臣が指定している大規模プラットフォーム事業者

事業者名	（参考）サービス名	指定日
Google LLC	Youtube	令和７年４月３０日
LINEヤフー株式会社	Yahoo知恵袋 Yahoo!ファイナンス LINEオープンチャット LINE VOOM	
Meta Platfoms,Inc.	Facebook Instagram Threads	
TikTok Pte.Ltd	TikTok TikTok Lite	
X Corp.	X	
株式会社ドワンゴ	ニコニコ	令和７年５月２９日
株式会社サイバーエージェント	Amebaブログ	令和７年５月３０日
株式会社湘南西武ホーム	爆サイ.com	
Pinterest Europe Limited	Pinterest	
株式会社ジェイスクエアード	ガールズちゃんねる	令和８年８月３１日
ピクシブ株式会社	pixiv	
note株式会社	note	
個人	好き嫌い.com	

11

４　情報流通プラットフォーム対処法

①　対応の迅速化

- 削除申出窓口・手続の整備・公表 【法第22条】
  削除申出窓口一覧（総務省HPより）
  URL：https://www.soumu.go.jp/main_content/001031570.pdf
- 削除申出への対応体制の整備 【法第24条】
  （十分な知識経験を有する者（侵害情報調査専門員）の選任等）
- 削除申出に対する判断・通知【法第25条】
  （原則、７日以内）

12

４　情報流通プラットフォーム対処法

② 運用状況の透明化

- 削除基準の策定・公表 【法第26条】
- 削除した場合、発信者への通知 【法第27条】
- 削除の実施状況など運用状況の公表【法第28条】

４　情報流通プラットフォーム対処法

- 是正勧告等の内容（令和8年7月24日）

・ Google、X、meta、（株）湘南西武ホーム、（株）ドワンゴの5社に対し、8月31日までに法第28条に基づく公表内容を修正するよう勧告

・ Google、Xの2社に対し、8月31日までに改善計画の報告及び10月30日までに改善計画の進捗状況などの報告を求める

・ meta、（株）湘南西武ホーム、（株）ドワンゴの3社に対し、10月30日までに改善計画の進捗状況などの報告を求める

4　情報流通プラットフォーム対処法

- 法第28条に基づく主な公表内容

PF事業者	サービス名	情プラ法に基づく対応			任意の対応	
		削除申出の件数	削除申出者への削除する旨の通知件数	削除申出者への削除しない旨の通知件数	利用者からの通報により削除等を行った件数	事業者自らが探知して削除等を行った件数
LINEヤフー	Yahoo!知恵袋、Yahoo!ファイナンス、LINEオープンチャット、LINE VOOM、Yahoo!ニュース	6,000	1,138	4,447	1,027,006	12,043,337
グーグル	YouTube	2,450	289	3,796	7,259	155,131
メタ	Facebook、Instagram、スレッズ	1,504,057	688,537	815,520	538,489	2,873,763
X	X	―	―	―	151,069	2,266,877
Tik Tok	Tik Tok、TikTok Lite	59,263	14,013	45,250	844,698	2,095,575
サイバーエージェント	Amebaブログ	1,056	595	89	1,679	403,930
ドワンゴ	ニコニコ	1,320	292	1,008	2,728	319,066
湘南西武ホーム	爆サイ.com	―	116	2,125	33,569	7,275
Pinterest	Pinterest	2,632	1,398	868	34,245	15,176,721

15

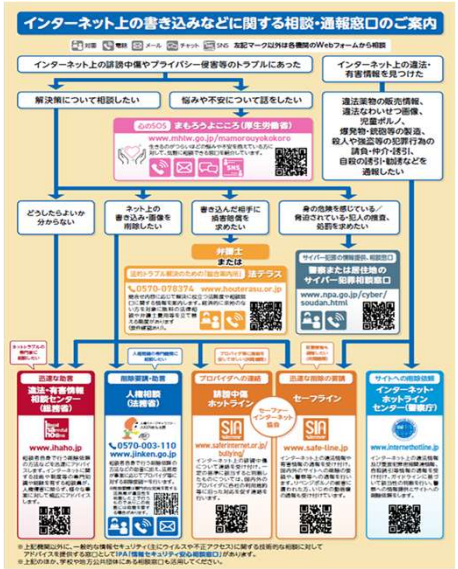
5　相談機関

- 県の人権相談窓口

⇒（公財）県人権啓発センター、
人権局、振興局

- ネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口

⇒ 違法・有害情報センター、
和歌山地方法務局、警察署　など
※右図参照



（総務省ＨＰから抜粋）

16

6　書き込み削除依頼の手引き

●インターネット上の誹謗中傷書き込み
削除依頼の手引き（令和8年3月 法務省）

・インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害の被害にあわれた人が、専門知識がなくても自力で最初の一歩（削除依頼）が行えるように作成

・動画投稿サイトやSNSサイトごとに削除申出フォームの場所や削除の手順を詳細に解説



この漫画は、和歌山県と和歌山大学が共同制作しました。

17

7　被害者からの相談 ～内容別の対応例～

①投稿の削除
・投稿内容（URL、投稿日時、内容など）をスクリーンショットなどで保存
・大規模プラットフォーム事業者が運営するサービスの場合は、情プラ法に基づき公表されている削除申出窓口や削除基準を案内
・それ以外のサービスであっても任意で削除申出窓口が準備されていることもあるため、各サービスの利用規約の確認を助言
・法務省が作成している「インターネット上の誹謗中傷書き込み削除依頼の手引き」を活用
・自ら削除要請を行うことができない場合は、和歌山地方法務局や（一社）セーファーインターネット協会を案内

②投稿者への損害賠償請求
・投稿者（訴える相手方）の情報を入手するための開示請求方法やその後の裁判手続に必要な情報が得られる相談機関として、無料の弁護士相談などを案内

③投稿者への加罰
・名誉毀損罪や侮辱罪に該当する場合があり管轄の警察署に相談するよう案内

18